

広島県公共土木施設災害支援制度の支援者・支援団体の新規募集について

広島県では、平成 19 年 8 月 22 日から『広島県公共土木施設災害支援制度』を開始しております。この制度は、大規模な災害が発生した際の迅速且つ的確な情報収集活動とバリケード等の緊急対応を登録者・登録団体に社会貢献活動（ボランティア）として支援いただく制度で、現在登録いただいている支援者・支援団体数は次表のとおりです。（平成 30 年 5 月 13 日現在）

対 象		情報モニター	情報収集活動
支 援 者（土木関係者等）		33 名	—
支援団体	建設業者	7 業者	437 業者
	測量・コンサルタント業者	14 業者	113 業者

暮らしの安全・安心を確保していくために、この制度をより充実させることとし、新たに支援いただける支援者・支援団体を募集します。

1 支援活動の概要

(1) 支援業務

情報モニター	①住民からの通報，通勤途上または現場で発見した被災情報の収集等 ②活動地域を管轄する建設事務所（支所），又は広島港湾振興事務所への報告
情報収集活動	①予め定められた担当エリアにおける巡回による被災情報の収集等 ②最低限必要な二次災害防止のための応急対策（バリケード設置等） ③活動地域を管轄する建設事務所（支所），又は広島港湾振興事務所への報告

※土木関係者等の個人の支援者は、情報モニターのみが対象です。

※建設業者、測量・コンサルタント業者等の支援団体は情報モニターまたは情報収集活動のいずれかとなります。

※応募資格、応募方法、必要な書類については、別紙をご確認ください。

(2) 対象施設

広島県が管理する道路、河川、砂防、港湾等の公共土木施設

2 認定及び登録

応募者の資格等を確認し、支援者又は支援団体として適正と判断される土木関係者、建設業者、測量・コンサルタント業者等について認定及び登録します。なお、情報収集活動については、所在地等を勘案の上、支援活動を行っていただく担当地域を調整します。

※詳細については、『広島県公共土木施設災害支援制度に係る認定及び登録審査基準』をご確認ください。

3 提出窓口及び提出期限

提出窓口：各建設事務所（支所），及び広島港湾振興事務所

提出期限：平成 31 年 2 月 28 日（木） 17：00 必着

広島県公共土木施設災害支援制度の支援者・支援団体の新規募集要領

1 支援業務の概要（対象施設：広島県が管理する道路、河川、砂防、港湾等の公共土木施設）

情報モニター	①住民からの通報、通勤途上または現場で発見した被災情報の収集等 ②活動地域を管轄する建設事務所（支所）、又は広島港湾振興事務所への報告
情報収集活動	①予め定められた担当エリアにおける巡回による被災情報の収集等 ②最低限必要な二次災害防止のための応急対策（バリケード設置等） ③活動地域を管轄する建設事務所（支所）、又は広島港湾振興事務所への報告

※土木関係者等の個人の支援者は、情報モニターのみが対象です。

※建設業者、測量・コンサルタント業者等の支援団体は情報モニターまたは情報収集活動のいずれかとなります。

2 応募資格

(1) 情報モニターに関する資格

①土木関係者等（個人）

公共土木施設の災害復旧事業の実務経歴(最低3年以上)を有し、支援制度に係る研修を受講したもの。

②建設業者、測量・コンサルタント業者等

次の(2)の①及び②を満たす団体【(2)の①及び②以外のいずれかを満たさないもの、あるいは、(2)の①～⑤全てを満たすもので情報モニターを選択するもの。】

(2) 情報収集活動に関する資格

次の①から⑤の全てを満たす団体

①広島県の建設工事又は測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格を有する民間の団体又は業者であること

②支援制度に係る研修を受講したもの

③活動人数について、次の i)、ii) を確保できること

i) 概ね1時間以内に活動地域に参集できる人数が最低限3名確保できる。

ii) 建設事務所（支所）または広島港湾振興事務所との連絡調整、点検・パトロール実施者への連絡調整等の業務を行うため、団体(会社等)の事務所に1名の連絡員を確保できる。

④保有(手配可能)資機材について、活動に最低限必要な資機材が活動地域において、概ね1時間以内に手配が可能であること。

⑤直近15年以内に広島県又は県内市町が発注した業務実績で、公共土木施設災害復旧事業の土木一式工事又はこれに相当する土木一式工事の元請施工実績を有すること、又は公共土木施設災害復旧事業の測量調査設計業務実績を有すること。

3 認定及び登録

応募者の資格等を確認し、支援者又は支援団体として適正と判断される土木関係者、建設業者、測量・コンサルタント業者等について認定及び登録します。なお、情報収集活動については、所在地等を勘案の上、支援活動を行っていただく担当地域を調整します。

※詳細については、『広島県公共土木施設災害支援制度に係る認定及び登録審査基準』をご確認ください。(広島県ホームページから「災害支援制度」で検索し該当ページ参照)

また、期間途中における認定及び登録が可能となっています。ただし、期間途中からの認知及び登録には、研修を受け、かつ、出水期前に実施するシミュレーションに参加していただくことが必要となりますので、認定及び登録を希望される地域の各建設事務所（支所）または広島港湾振興事務所までお問い合わせください。

なお、期間途中からの登録及び認定期間は平成32年5月～平成33年5月となります。

4 応募方法

次表の様式に必要な事項を記載し関係書類とともに、活動区域を管轄する建設事務所等に提出してください。（FAX又は電子メールによる提出は不可とします。）

土木関係者等（個人）	支援制度に係る研修受講申込書 登録申請書（別記様式第1号） 写真2枚（1枚は、申請書に貼付） 実務経歴書（別記様式第2号）
建設業者、 測量・コンサルタント業者等	支援制度に係る研修受講申込書 登録申請書（別記様式第3号） 建設業許可等の登録の写し 活動構成員名簿（別記様式4号の1） 保有（手配可能）資機材一覧（別記様式4号の2） 業務実績証明書（別記様式5号）

5 支援制度に係る研修会

応募された方に対して、研修会を開催いたしますので、必ず受講してください。

なお、日時等につきましては、応募受付後に別途連絡させていただきます。

6 制度に登録することによる優遇措置（平成30年6月時点）

（1）建設工事総合評価落札方式（土木一式工事のみ）

実績評価1型：1.0点（支援団体として認定され、情報収集活動の実績がある場合）

実績評価2型：2.0点（支援団体として認定され、情報収集活動の実績がある場合）

（2）入札参加資格

① 主観数値（建設工事、測量・建設コンサルタント業務）

本制度の支援団体として認定を受けている者 5点

（情報収集活動を行う者に限る）

② 経営事項審査

防災協定締結の状況（W3） 20点

※経営事項審査における加点は、本制度だけでなく国、特殊法人等又は地方公共団体との間で災害時の防災活動等について定めた防災協定を締結している場合にも加点される。

7 提出期限

平成31年2月28日(木) 17:00必着

8 書類の提出先

窓 口	住 所	電話・ファックス
西部建設事務所 (事業調整・土砂法指定推進班)	〒732-0816 広島市南区比治山本町 16-12	電話 (082)250-8164 ファックス (082)255-3010
西部建設事務所呉支所 (事業調整・土砂法指定推進班)	〒737-0811 呉市西中央 1-3-25	電話 (0823)22-5400 ファックス (0823)-21-6928
西部建設事務所廿日市支所 (事業調整・土砂法指定推進班)	〒738-0005 廿日市市桜尾本町 11-1	電話 (0829)32-1141 ファックス (0829)32-0641
西部建設事務所安芸太田支所 (事業調整・土砂法指定推進班)	〒731-3501 山県郡安芸太田町加計 3087	電話 (0826)22-0541 ファックス (0826)22-0548
西部建設事務所東広島支所 (事業調整・土砂法指定推進班)	〒739-0014 東広島市西条昭和町 13-10	電話 (082)422-6911 ファックス (082)422-7499
東部建設事務所 (事業調整・土砂法指定推進班)	〒720-8511 福山市三吉町 1-1-1	電話 (084)921-1311 ファックス (084)931-9236
東部建設事務所三原支所 (事業調整・土砂法指定推進班)	〒723-0015 三原市円一町 2-4-1	電話 (0848)64-2322 ファックス (0848)64-4176
北部建設事務所 (事業調整・土砂法指定推進班)	〒728-0013 三次市十日市東 4-6-1	電話 (0824)63-5181 ファックス (0824)63-3448
北部建設事務所庄原支所 (事業調整・土砂法指定推進班)	〒727-0011 庄原市東本町 1-4-1	電話 (0824)72-2015 ファックス (0824)72-7341
広島港湾振興事務所 (事業調整特別班)	〒734-0011 広島市南区宇品海岸 2-23-53	電話 (082)251-7117 ファックス (082)253-8250

支援制度に係る研修受講申込書

申込者 (代表者)	フリガナ 氏名		連絡先	(電話番号)
	フリガナ 団体名 (会社等の 場合記入)		左記住所	

受講希望人数	人
希望される登録分野	情報モニター ・ 情報収集活動

注) 本申込書は、広島県公共土木施設災害支援制度に係る研修の申込に適用できます。